

重要事項説明書

令和 年 月 日

倉敷市長 様

本重要事項説明書は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。

受託業務名称：

建築士事務所の名称：
建築士事務所の所在地：
開設者氏名：
(法人の場合は開設者の名称及び代表者名)
区分(一級・二級・木造)： () 建築士事務所

1 対象となる建築物の概要

建設予定地：
主要用途：
工事種別：
規模等：

2 作成する設計図書の種類(設計契約受託の場合)

当該契約において倉敷市が指定する約款(以下「約款」という。)、業務委託仕様書による。

注：「約款」とは、倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約約款、倉敷市公共建築設計業務委託契約約款(A)又は倉敷市公共建築設計業務委託契約約款(B)のいずれかで、現場説明書において指定されたものをいう。

3 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

(工事監理契約受託の場合)

倉敷市作成の監理業務委託契約書(以下「監理業務委託契約書」という。)、建築工事監理業務委託特記仕様書による。

4 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

設計又は工事監理の一部を委託する場合には、約款又は監理業務委託契約書の規定及び建築設計業務委託特記仕様書又は建築工事監理業務委託特記仕様書により別途、倉敷市の承諾を得ます。

